コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金による

海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成を行う事業の支援



補助金ご利用の手引き補助金公募要項

Version 2 (2020.3.24)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければいけないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

02 はじめに 03 用語集 04 実施期間 05 コンテンツの定義 06 2種類の事業メニュー 07 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援/対象となる事業 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援/補助の対象となる経費 10 11 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援/補助の対象にならない経費 12 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援/審査基準について 13 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援/対象となる事業 16 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援/補助の対象となる経費 17 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援/補助の対象にならない経費 18 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援/審査基準について 19 応募資格 20 応募書類 21 応募方法・応募締切・採否連絡スケジュール 22 事業の流れ 24 補助を受ける際に必要なこと 25 注意事項 26 ①経費は交付決定日以降に発注し事業期間中に支払したものが対象 27 ②どのような経費でも一定の証憑を揃える必要がある 28 ③事業目的に合致し当該事業に使用されたことが確認できる資料を整理する必要がある 29 ④ 支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類を保管する必要がある 30 ⑤事業の一部を他社に再委託する場合は委託先にも証憑類を保管・整理させる必要がある 31 ⑥自社調達や 100% 子会社等からの調達は利益を排除する必要がある 32 ⑦外貨の支払の円換算は当該外貨使用時の両替レートを適用 ⑧小数点以下の端数が生じる場合は原則切捨て 33 ⑨同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできない ⑩社内人件費は健保等級単価によって、事業従業者ごとに計算してください。また、それぞれ業務日誌を整備する必要があります。 34 ⑪出張旅費規定を整備していない場合、下記の基準にしたがって報告してください。

この補助金の目的

この補助金は、令和元年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金」を活用し、映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

この補助金は、日本発のコンテンツの海外展開促進に向けた資金調達手法の多様化、特に若手人材による国際的な資金調達への挑戦を促す ことを目的に、下記2種類のメニューにより支援を行います。

- ○本格的制作に必要な資金を調達するためのピッチ(プレゼン)において活用する映像の制作等への支援
- ○若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達のためのピッチに向けた研修、ピッチ映像制作等への支援

本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和元年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助 事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。 また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」 といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

政府より「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

審查委員会

事務局から独立した組織として、3名以上10名未満の有識者により構成されている外部委員会です。応募された事業について、本補助金の補助を行うかどうかといった採択審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。従って応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。 対象経費は費目などの名目ではなく実態で判断されます。

補助率

本補助金では「対象経費の2分の1」を補助します。特例として「対象経費の3分の2」を補助します。

応募

本補助金を利用したい事業者が必要書類や予算計 画などを整えて提出することです。毎月最終営業 日に締切り、採択審査に諮ります。

採択・不採択

応募された事業は、毎月最終営業日に締切られ、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また採択にあたり条件を付される事もあります。本補助金では毎月月末に応募を締切り、審査を経て、1ヶ月以内に審査結果を通知することにしています。

交付申請・交付決定

事業が「採択」された事業者は採択条件などを確認 し、必要書類を整えて事務局に交付申請書を提出し ます。事務局は形式書査を行い問題が無かった場合 は当該事業の交付決定通知書を交付します。

交付決定日以後に発注された経費のみが補助の対象になります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、すべての作業の終了日から90日以内に設定いただきます。

事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。事業期間中は適宜、事務局に事業の進捗報告を行っていただきます。また事業遂行するうえで変更の可能性が生じたり、補助対象経費などで不明点がある場合は、事務局に相談してください。

計画変更

事情により事業計画が変更になる場合は、速やかに 事務局担当者に報告してください。必要な手続きに ついてご案内致します。

● 事務局に連絡しないまま事業内容が変更されて しまうと、変更部分について補助できなくなる 恐れがありますのでご注意ください。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し採択された内容どおりに事業が 実施されたかどうか、経費が適切に支出されたか どうかを検査します。事業で発生した成果物や、 発注書・請求書・支払の証拠等の証憑類は、この 時にチェックします。検査の結果に基づき、お支 払いする補助金の額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長 20 日、最短10 日で お支払い致します。

(毎月 10日,20日,30日に締め切り、それぞれ 20日,30日,翌10日に振込みます)

付加価値税

還付可能な海外付加価値税について補助を受け、か つ海外付加価値税の還付を受けた場合には、補助金 相当分を事務局に返納する必要があります。

この補助金の実施期間

この補助金の実施期間は2020年2月26日より2021年3月31日までとなっています。

補助金の申請期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は下記の通り設定されていますのでご注意ください。



この補助金では以下のコンテンツを対象としています

映像

番組・映画・アニメ

ゲーム

家庭用ゲーム・モバイルゲーム等

その他のコンテンツ

※審査委員会で特別に認めたもの

以下のコンテンツには理由を問わず補助しません。

- ●成人向けコンテンツ(第三者自主規制機関※によって18歳未満の児童が観賞・購入・アクセスを制限されているコンテンツ)およびこれに準じるもの。
- ※ 第三者自主規制機関とは、映画倫理委員会(映画)、放送倫理・番組向上機構(放送)、映像倫理協議会(映像ソフト)、コンピュータエンターテインメントレーティング機構(ゲーム)、コンピュータソフトウェア倫理機構(ゲーム)、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(ウェブ)等
- ●日本国内では成人向けコンテンツとされていなくても、展開国の基準により成人向けコンテンツとされるもの。
- ●政治的、宗教的宣伝意図を有するコンテンツ、およびこれに準じるもの。
- ●特定の政治的、宗教的立場を誹訪中傷するコンテンツ、およびこれに準じるもの。

この補助金では、以下の2種類の事業メニューがあります

- 1. 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援 (P.07~P.12)
- 2. 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等 への支援(P.13~P.18)

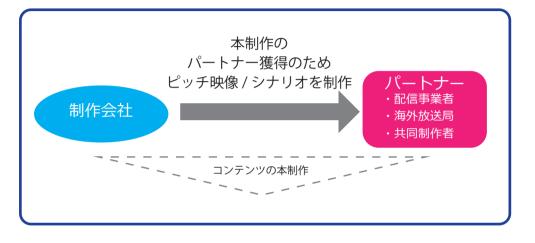
1. 本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援

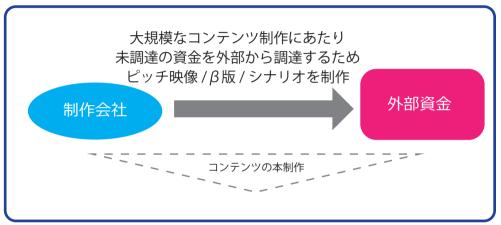
①この補助金ではコンテンツの企画・開発事業のうち、以下の要件をすべて満たした 事業を対象としています

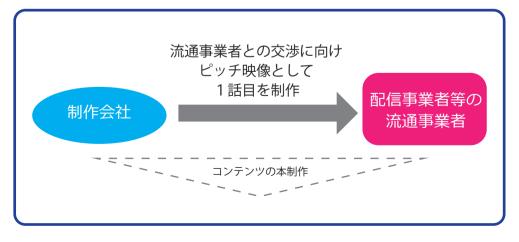
- ●本制作するコンテンツが海外発信を想定していること
- ●制作会社が本制作されたコンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部または 全部を持つこと

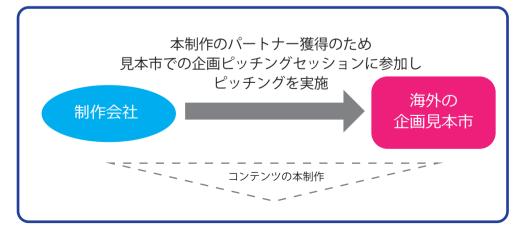
または著作権等の権利を保有しない場合にあっては制作会社が本制作されたコンテンツで レベニューシェアを受けること

②スキーム例





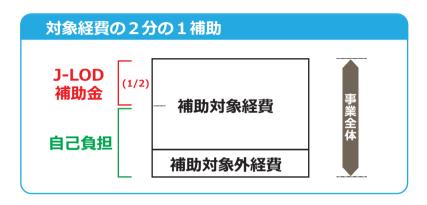




(本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援)

③補助率

この事業の補助率は対象経費の2分の1となっています。



4補助金の上限

補助金の上限は下記のように設定されています。

- 1案件につき 1,500 万円(補助対象額 3,000 万円)
- 3,000 万円(補助対象額 6,000 万円) 1社につき
 - ※あくまで上限であり、少額の案件についても同様に支援対象となります

この補助金では海外展開を行う際の以下の経費が補助の対象になります。

制作に関する費用

映像制作費用(トレーラー、プロモーション映像等) システム開発費用(VR・ゲーム等のβ版開発費用等) コンセプトアート等の制作費用

脚本費

翻訳費

企画書作成費

人件費(事業に直接従事する人員の直接作業時間に係る経費)

● 社内人件費については、健保等級単価にて算出するものに限ります

海外でのピッチング等に関する費用

海外でのピッチング等を目的とする場合の

航空券代

宿泊費

現地移動費

出展料

ブース料

参加登録料

いずれの費用も、補助を受ける事業のために事業者自身が支出したもののみが対象です。 なお費用によっては補助対象額に制限をかけることがあります。

(本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援)

この補助金では以下の経費は対象外です。

この補助金の目的上事業者自身が負担すべき経費

国内消費税 この補助金の実績報告のための費用 主要人員以外の旅費

販売流通費用(現地販売流通コスト、映像興行のためのKDMキーやVPF)

営業経費

買い付けのための経費(買いつけのための渡航やバイヤー登録等)

商標登録料および作業料

補助金としてふさわしくない経費

任意の保険料(航空保険等、契約上強制加入となるものを除く) おみやげ代

飲食費(出演者やスタッフの弁当代、打ち合わせ会食等)

使涂が不明瞭なもの(「調整費」「予備費」等、実態があいまいなもの)

冗費とみなされるものや公費支出として相応しくないもの

補助金を受けた後に還付を検討しなければならない経費

海外消費税

海外付加価値税

海外増値税 等

環付手続きにより補助金相当額を事務局に返納いただくために 還付の是非を検討していただきます。

等

本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援に応募された事業は審査委員会により以下のポイントで審査されます

コンテンツカ



事業内容



費用の合理性

ビジネス評価 / クリエイティブ評価

以下いずれかの内容から、審査委員会が判断 〈ビジネス評価〉

- ●資金調達の状況 (試作版制作・本制作に関する状況、 プロジェクトファイナンスの割合・方法)
- 申請者の興行等の過去実績
- ●収益一元化、権利集約化の明確さ、透明さ
- ●海外パートナーの獲得実績 <クリエイティブ評価>
- ●クリエイターの映画祭等での受賞歴
- ●コンペ選出実績

等

加点ポイント

海外での評価

- ●クリエイターの海外での映画祭等での受賞歴
- ●海外での興行実績

44

事業全体の戦略性

- ●展開国のマーケティングの状況
- ●今後のビジネス展開

資金調達目標

- ●本制作に対する資金調達の額や方法等の具体的な目標
- ●本制作の資金調達及び本制作までの計画

権利保持

●本制作されたコンテンツについて保持する著作権 等の内容・割合またはレベニューシェアの割合

事業遂行力

- ●事業全体に見合った財務基盤
- ●自社内やパートナー企業の事業全体の実施体制 (本制作における収益一元化に向けた制作経理 体制を含む)

費用の合理性

- ●事業に対する予算の合理性
- ●見込む成果や効果との費用対効果
- ●収支計画における計画性

垒

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する 「外部審査委員会」により、審査基準に 従って多面的に審査検討したうえで 「採択」「不採択」を決定しています。

なお、審査委員会に関する以下の事項 は開示致しません。

- 審査委員会の開催日程
- ●審査委員会の議事録
- ●審査委員の名前、所属、連絡先等

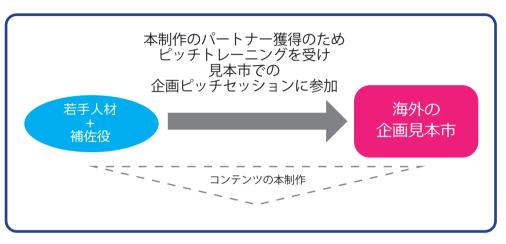
(若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援)

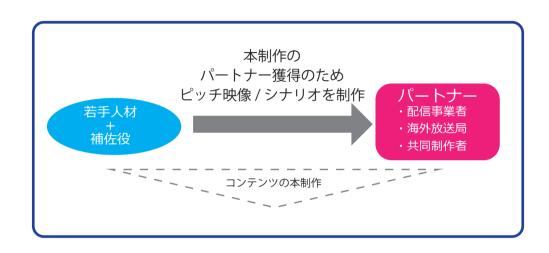
- 2. 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・映像制作等への支援
- ①この補助金ではコンテンツの企画・開発事業のうち、以下の要件をすべて満たした事業を 対象としています
 - ◆本制作するコンテンツが海外発信を想定していること
 - ●制作会社が本制作されたコンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部または全部を持つこと または著作権等の権利を保有しない場合にあっては制作会社が本制作されたコンテンツでレベニュー シェアを受けること
 - ●若手人材が提案事業のプロジェクトリーダーを担うこと
 - ●プロジェクトリーダーを担う若手人材へのサポートとして、「補佐役(他プロジェクトにおける) リーダーの経験を有する者) | を配置すること
 - ※若手人材:35歳以下(各回応募締切時点)で、国内または海外において一定の活動実績がある者
 - ※補佐役:過去プロジェクトリーダーとして国内及び海外において一定の活動実績があり、かつ国

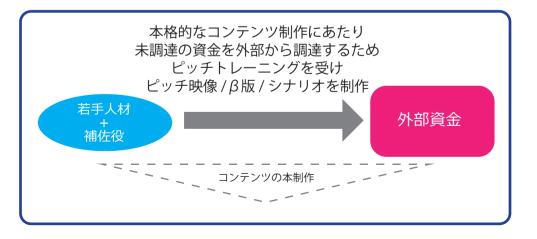
内または海外において一定の受賞歴があるもの

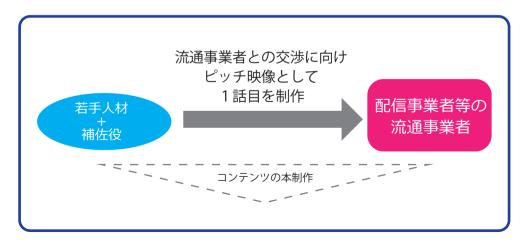
(若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援)

②スキーム例









要

象事業

刈象経費

查基準

募方法

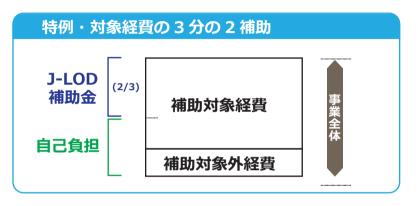
事業の流れ

注意事項

③補助率

特例としてこの事業の補助率は対象経費の3分の2となっています。

(若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援)



4補助金の上限

補助金の上限は下記のように設定されています。

- 1,000 万円(補助対象額 1,500 万円) 1案件につき
- 2,000 万円(補助対象額 3,000 万円) 1 社につき
 - ※あくまで上限であり、少額の案件についても同様に支援対象となります

この補助金では海外展開を行う際の以下の経費が補助の対象になります。

制作に関する費用

映像制作費用(トレーラー、プロモーション映像等) システム開発費用(VR・ゲーム等のβ版開発費用等) コンセプトアート等の制作費用

脚本費

翻訳費

企画書作成費

人件費(事業に直接従事する人員の直接作業時間に係る経費)

↑ 社内人件費については、健保等級単価にて算出するものに限ります

海外でのピッチング等に関する費用

海外でのピッチング等を目的とする場合の

航空券代

宿泊費

現地移動費

出展料

ブース料

参加登録料

ピッチトレーニング等の事前研修費

<u>≁</u>

いずれの費用も、補助を受ける事業のために事業者自身が支出したもののみが対象です。 なお費用によっては補助対象額に制限をかけることがあります。

(若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援)

この補助金では以下の経費は対象外です。

この補助金の目的上事業者自身が負担すべき経費

国内消費税

この補助金の実績報告のための費用

主要人員以外の旅費

販売流通費用(現地販売流通コスト、映像興行のためのKDMキーやVPF)

営業経費

買い付けのための経費(買いつけのための渡航やバイヤー登録等)

商標登録料および作業料

補助金としてふさわしくない経費

任意の保険料(航空保険等、契約上強制加入となるものを除く)

おみやげ代

飲食費(出演者やスタッフの弁当代、打ち合わせ会食等)

使涂が不明瞭なもの(「調整費」「予備費」等、実態があいまいなもの)

冗費とみなされるものや公費支出として相応しくないもの 笠

補助金を受けた後に還付を検討しなければならない経費

海外消費税 海外付加価値税 海外増値税 等

環付の是非を検討していただきます。

(若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援)

「若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・映像制作等への支援」に 応募された事業は審査委員会により以下のポイントで審査されます

若手人材の育成

X

コンテンツカ



事業内容



費用の合理性

●事業に対する予算の合理性

●収支計画における計画性

●見込む成果や効果との費用対効果

得られる知見・スキル

- ●事業遂行によって得られる知見・スキル
- ●事業研修によって得られる知見・スキル

若手人材の役割

- ●ビジネス面の裁量範囲
- ●クリエイティブ面の裁量範囲 等

将来性

●事業実施後の他プロジェクトにおける リーダーとしての登用

クリエイティブ評価

- ●クリエイターの映画祭等での受賞歴
- ●コンペ選出実績

事業全体の戦略性

●今後のビジネス展開

権利保持

●本制作されたコンテンツについて保 有する著作権等の内容・割合または レベニューシェアの割合

- ●事業全体に見合った財務基盤
- ●自社内やパートナー企業の事業全体 の実施体制(本制作における収益ー 元化に向けた制作経理体制を含む)

事業遂行力

●過去実績

加点ポイント

ビジネス評価(コンテンツカ)

- ●資金調達の状況 (試作版制作・本制作に関する状況、プ ロジェクトファイナンスの割合・方法)
- 申請者の興行等の過去実績
- ●収益一元化、権利集約化の明確さ、透 明さ

等

●海外パートナーの獲得実績

●クリエイターの 海外での映画祭等 での受賞歴

海外での評価

●海外での興行実績

補佐役のレベル

●著名な活動実績・受 嘗歴(ビジネス面、 クリエイティブ面)

資金調達目標

- ●資金調達の状況や 方法
- ●本制作に対する資 金調達の額や方法 等の具体的な目標
- ●本制作の資金調達 及び本制作までの 計画

マーケティング

- ●展開国のマーケティ ングの状況
- ●目標とする企画マー ケットの概況や選定 理由

審査委員会について

費用の合理性

この補助金では、事務局が 委嘱する「外部審査委員会」 により、審査基準に従って 多面的に審査検討したうえで 「採択」「不採択」を決定して います。

なお、審査委員会に関する以下 の事項は開示致しません。

- ●審査委員会の開催日程
- ●審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、 連絡先等

この補助金を利用できる方

以下の①②の要件をすべて満たしている法人

- ①日本の法令に基づき設立された法人(企業・団体等)
- ②本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人
- 幹事法人を持たない団体(コンソーシアム・製作委員会・実行委員会等)からの申請はできません。 幹事法人を定めたうえで、その法人の責任のもとに、申請してください。

応募に際しては、事業者登録を行ってください。(初回応募時に一緒にお送りください)

事業者登録書類(初回のみ)

事業者登録 フォーム ウェブサイトより最新版を ダウンロードし、必要事項 をご記入ください。 ※指定フォーム

登記簿謄本

3 ヶ月以内に発行された ものをご用意ください。

直近2期分 の決算書

のみで結構です。 ※設立 2 期目などの場合 は ご相談ください。

貸借対照表と損益計算書

補足資料 (任意)

会社案内、事業案内 パンフレットなど。

会社案内等

記載事項に変更があった際は変更事項を報告してください。 ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。 ※いずれの書類も不備があると、審査に諮ることができません。 十分ご注意ください。

※過去類似した補助金へ登録済みの場合でも、本補助金に応募する際は初回応募時にご提出願います。

応募に際しては、下記の書類をご提出ください。

事業計画書



ウェブサイトより指定フォームの最新版をダウンロードし必要事項をご記入ください。

本制作に向けてどのような資金調達を目指しているのかを、具体的にわかりやすく、ご記載ください。

必須項目が無記入の場合、審査されずに不採択 となります。 補足資料

(仟意)

既存の企画書や計画書がある場合、また詳しく説明したいことがある場合等には補足資料として添付してください。

収支計画 フォーム

ウェブサイトより 最新版をダウンロードし 必要事項をご記入ください。 ※指定フォーム

実施 体制図 必要事項をご記入ください。 ※書式自由

| 補足資料 |

(任意)

渡航者リスト等詳しく説明する必要が ある場合、既存の見積書等がある場合等 は、補足資料として添付してください。

ご不明な点は、事務局までお問いあわせください。

応募フォームから、必要事項を入力し、必要書類を添付のうえ、ご応募ください。

応募フォームは、下記ウェブサイトにアクセスしてください

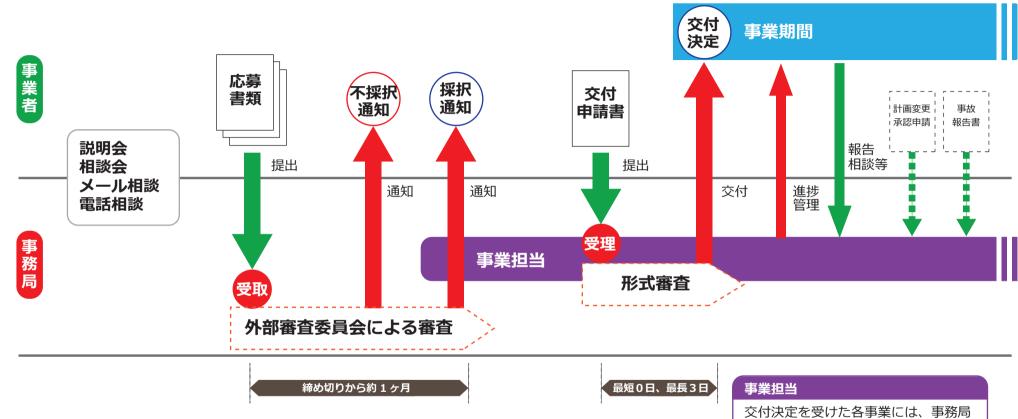
https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/

毎月最終営業日に応募を締切、締切から1ヶ月以内に採否を連絡します。

応募締切・採否通知スケジュール

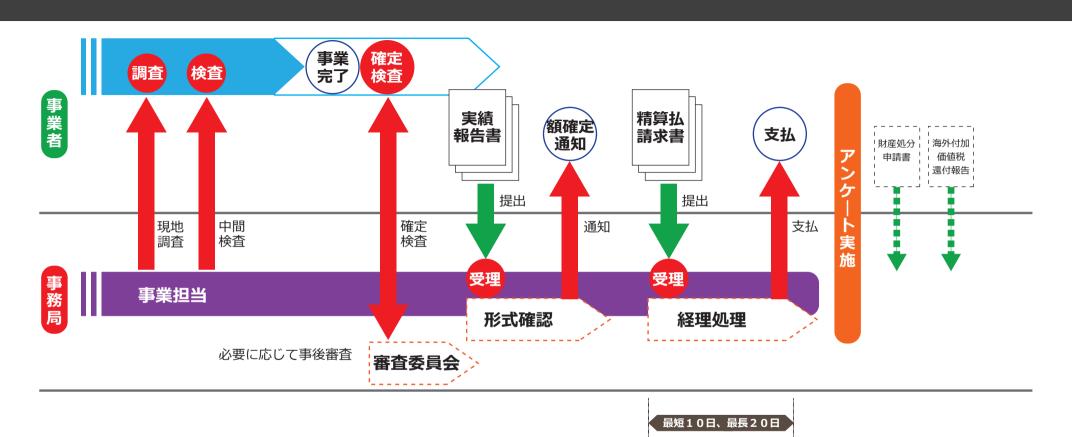
- ① 3月31日(火)締切 → 4月30日(木)までに採否通知
- ②4月30日(木)締切 → 5月29日(金)までに採否通知
- ③ 5月 29 日(金)締切 → 6月 26日(金)までに採否通知
- ④ 6月30日(火)締切 → 7月29日(水)までに採否連絡

- ⑤7月31日(金)締切 → 8月28日(金)までに採否通知
- 9月30日(水)までに採否通知 ⑥ 8 月 31 日 (月) 締切 →
- ⑦ 9月 30 日 (水) 締切 → 10月 29日 (木) までに採否通知
- ⑧10月30日(金)締切 → 11月27日(金)までに採否通知



交付決定を受けた各事業には、事務局 の事業担当者が配置されます。事業を 遂行するうえで発生する変更や事業の 進捗は必ず報告・相談してください。

事前に報告や相談のない変更は 補助の対象外となりますので、 十分ご注意ください。



本補助金の支払いサイト(10日、20日、30日締め、10日後払い)



1. 補助を受けた事業は公表されます

①原則として、経済産業省が運用する「法人インフォメーション(略称:法人インフォ)」にて、採択されたすべての事業者について、補助を受けた金額、 支払い日等の情報が掲載されます。 詳しくは、下記URLをご参照ください。

https://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage

また、事務局は、補助金運営の透明性確保と広報活動の一環として、補助金の支払を受けた事業について、事業者名、事業名、補助金額等を公表することがあります。制作中・開発中の作品名など、機密情報などがある場合は、作品名を伏せる等の対応を個別協議します。

②補助金および政策効果の広報のため、事業の事例を対外的に紹介させていただきます。

事業者は、記録写真や公開素材の貸出に協力いただく必要があります。

また、事務局の広報活動による国内外メディアによる取材等が企画された場合も、ご協力お願い致します。

2. 効果測定にご協力いただきます

- ①事務局は、補助金および政策の効果測定のため、事業者に対し補助金や事業に関するアンケート、ヒアリング、インタビューを実施します。 事業者は、アンケート、ヒアリング、インタビューに協力いただく必要があります。
- ②事業は、海外展開促進と認知向上のため、政府資料等や、事務局が指定するデータベース、WEBサイト等に公開されることがあります。 その際に公開する素材等は事務局と事業者との間で協議することとし、公開から3年経過後は申し出により削除可能とします。 公開素材例: 作品トレーラー、キービジュアル、記録写真、記録映像等

3. 補助を受けたコンテンツの海外展開状況をご報告ください

- (1)コンテンツの制作進行状況・プロモーション状況に関する情報等を実績報告時に報告をしていただきます。
- ②実績報告後もコンテンツの制作状況について、補助金支払後3年間を目処に定期的な報告をしていただきます。

以下に該当する事業は、確定検査時に審査委員会によって補助金が支払われないことがあります

事業の実施内容が、事業計画の内容あるいは計画変更された内容と著しく異なるとき。

● これらを防ぐため、事業期間中は、常に事務局の事業担当者には報告・相談を心がけ、事業内容の変更等がある場合には、必ず事前に、報告するようにしてください。

計画の変更には計画変更承認手続きが必要ですが、軽微な変更の場合は、手続きを省略し報告のみで承認されることも多くあります。ただし、仮に軽微な変更であっても、事務局への事前報告と承認がない場合には、補助できなくなりますので、ご注意ください。

以下の場合は補助金の全額を返納していただくことがあります

補助を受けたコンテンツの事業の進捗状況について、定期的な報告をしていただきますが、それに従わない場合、補助金の全額を返納していただくことがあります。

以下の場合は補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます

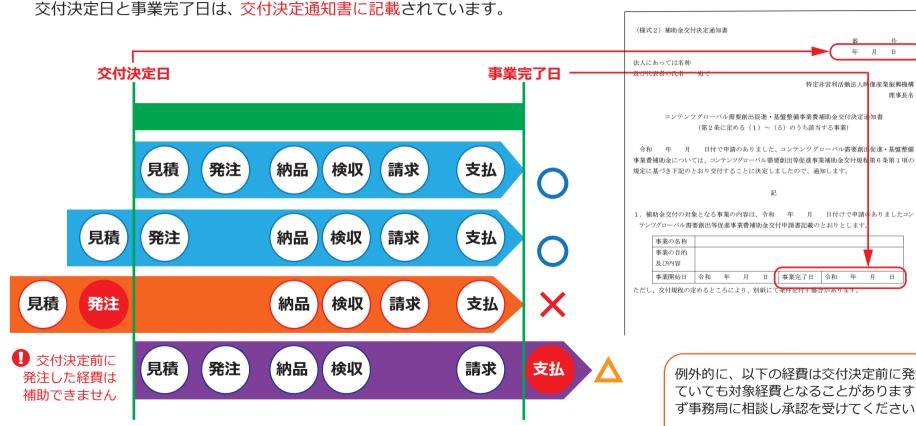
- ①事業者が、法令又は交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- ④事業者(法人の場合その役員又は使用人を含む) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき。
 - すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。 この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助を受ける経費には処理方法に基本的ルールがあります

補助を受ける事業の経費は、他のものと明確に区別して処理することとなります。 通常の経理処理・業務管理とは異なる部分があることに留意してください。 なお、当補助金に採択された場合、経費処理に関する**オリエンテーション**へ必ずご参加ください。

次ページ以降、詳しく説明します

経費は、交付決定日以降に発注したもので、事業完了日までに支払したものが対象となります。



事業完了日より後に支払った経費は原則として補助対象とは なりませんが、送金事故や遅延など、相応の理由がある場合 に限り、事務局にお申し出いただき承認を受けることで対象 となることがあります。

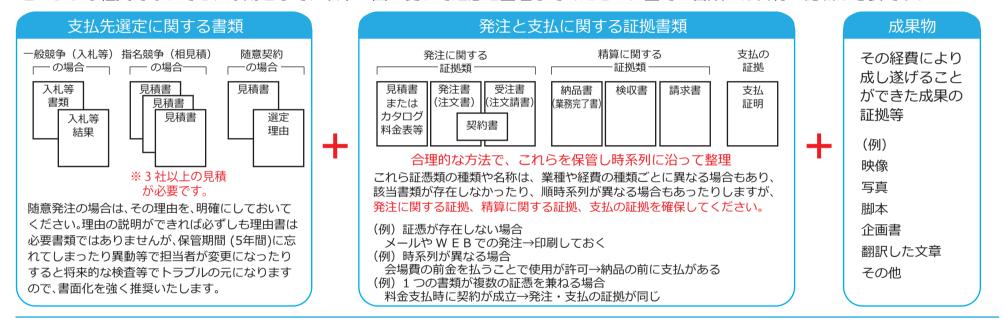
例外的に、以下の経費は交付決定前に発注が行われ ていても対象経費となることがあります。ただし必 ず事務局に相談し承認を受けてください。

理事長名

リース品や長期レンタル品であって 事業の以前 より契約が続いており、事業期間中にこの事業 のためだけに 使用したと証明できるもの。

② どのような経費でも、一定の基準で証憑を揃えていただく必要があります。 また、経費によっては指定する証憑書類を用意いただく必要があります。

どのような経費であっても、原則として、以下の図に従って証憑を整理してください。全ての書類には日付の記載が必要です。



一部の経費では、指定する証憑を別途用意いただく必要があります。

(例) 航空運賃の場合

チケットの発券記録である「Eチケット」と 飛行機に乗った証明である「搭乗券の半券」 の両方がそろわない場合は、補助できない事 もあります。



搭乗券の半券がない場合

- ・航空会社に搭乗証明を発行してもらう
- ・マイル積算記録
- ・荷物札(バゲージクレイムタグ)
- ※搭乗日、便名、氏名が確認できる場合に限る

その他、特定の経費で指定する証憑を ご用意いただく際には、当該経費の使 用を予定されている事業者様に個別に ご案内します。

③)事業目的に合致し、当該事業に使用されたことが確認できる資料を整理する必要があります。

原則として「補助を受ける事業のみに使われた経費」が、補助の対象です。

補助をうける費用は「補助を受ける事業のみに使われ、他の目的に使われていないこと」を証明する必要がありますので、複雑なものや、 誤解を受けやすいものは、合理的な方法で、わかりやすく整理してください。

基本的な考え方

「面積」「時間」「分量」等 補助を受ける部分と、 補助を受けない部分の 割合を算出して計算



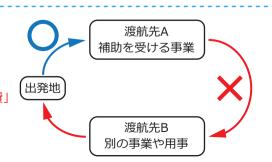
(例) 印刷物や配布物の場合 「補助を受ける事業」以外 の他の事業で使う部分が ある場合は、その分を控 除して計算してください。



(例) 渡航費の場合

「補助を受ける事業」の渡航先から 移動し他の事業等に従事する場合

「補助を受ける事業のみに使われた経費」 の原則にたち、補助を受ける事業への 往路のみ補助対象となります。



で使用

で使用

「補助を受ける事業」の渡航先に 留まり他の事業等に従事する場合

「補助を受ける事業のみに使われた経費」

♠ 余らせて他の事業に使い回すことはできません。

の原則にたち、補助を受ける事業の関連 割合を算出し、按分してください。

渡航費 × 補助を受ける事業 = 補助対象 に関連する割合



補助を受ける事業

渡航先

別の事業や用事

4 支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類(銀行振込受領書や通帳等)を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳がある場合

検査時に通帳を確認致しますので、 お持ちください。



ATM 等での送金手続の場合

通帳の基準に準じてください。

銀行振込受領書や ATM から発行される 送金レシート等を保管ください。

※口座からの振込であれば左記記載の



诵帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を出力してください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当ページを抽出して整理して下さい。



現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。 宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が 補助を受ける経費と異なるものは支払できませんの でご注意ください。

高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求めます。



クレジットカードの場合(領収証がない場合)

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細 (請求明細)の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、 左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。



小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



手形の支払期日(満期日)が 事業完了日前でなければなら ないので十分ご注意ください。 **5** 事業の一部を他社に再委託(委任契約)する場合、委託先にも事業者同様の証憑類を保管・整理 させる必要があります。

外注

(請負契約)

民法第 632 条に基づく 「仕事の完成」を目的とした契約

事業者が請負先に対し、明確な意思や仕様に基づいて発注を行い、請け負った者は、 事業者の指示に従う場合

- ●何かを使用・作業する場合例)スタジオ、ディレクター、編集、翻訳、通訳、声優等
- ●何かを手配・調達する場合 例)機材、資材、印刷、レンタル、 航空券、宿泊 等

委託

(委任契約)

民法第 643 条および 656 条に基づく 「行為の遂行」を目的とした契約

事業者が委託先に対し、事業の全部または 一部の実務を依頼し、受託した者が業務を 進める場合

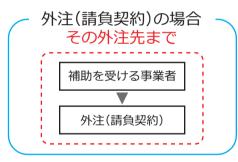
- ●事業主体を移管する場合 例)子会社への委任
- ●一定の予算内で任せる場合 例) 割作会社への委任

例)制作会社への委任 広告代理店への委任 等

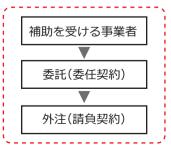
現地法人への委任等

委託(委任契約)の場合は、確定検査の際に「委託先からその支払先への証憑」 が必要になります。委託先にもこの補助金の費用のルールを理解させ、委託 先への支払時には必ず事業者自身でも検査を行ってください。

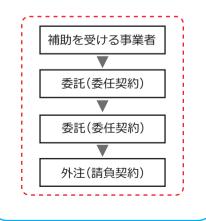
【検査で必要な証憑の範囲】



委託(委任契約)の場合 <mark>委託先の外注先まで</mark>



委託(委任契約)の場合で 委託先が再委託を行う場合 その再委託先の外注先まで



6 自社調達や、100%子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する 必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者自身や、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。 よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
間接補助事業者 自身	原価をもって補助対象経費に計上します。原価の証明をおこない、原価を算出して下さい。	事業者がスタジオを経営していたり製造部門を擁している等の場合に、該当することがあります。 社内人件費については、注意事項⑩の記載内容による算出方法をとることで原価とするため、利益排除は不要です。
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	委任契約 (左ページ⑤参照) として証憑類を全て用意する場合は「利益等の排除」処理は不要です。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費及び一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。	「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 委任契約 (左ページ⑤参照) として証憑類を全て用意する場合は「利益等の排除」処理は不要です。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

7 海外への外注、海外出張による外貨の支払の円換算については、当該外貨使用時の両替レート等 を適用する等、合理的な方法により計算してください。

金融機関で海外送金した場合

海外送金を依頼した金融機関が発行する海外送金票等に記載された外貨レート(または記載された円貨)をそのまま使用してください。

外貨両替手数料は補助対象外です。 海外送金手数料は補助を受ける経費のみの 送金と認められる場合のみ対象となります。 海外送金表

現金での支払の場合

その外貨現金を購入した際のレートを 使用して計算します。 外貨両替所や外貨販売機等で発行された 明細等を証憑として保管してください。

> ○○銀行○○空港両替所 両替明細書

クレジットカード等の場合

クレジットカード会社が発行する利用明細 (請求明細) に記載された円貨の換算額と、 付記されたレートを証憑としてください。

外貨キャッシングサービスを利用した 場合の、キャッシング利息や手数料は 補助の対象外です。

クレジットカード 明細

8 経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

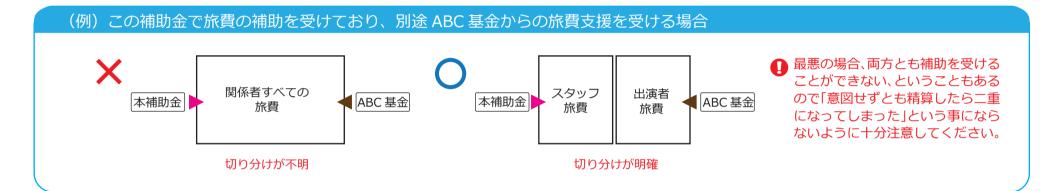
額の計算をする過程で発生する小数点以下の金額は、切り捨てを原則とします。計算が発生する際に心がけてください。

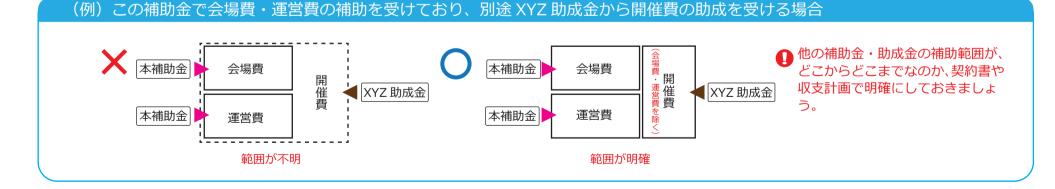
(例)両替レート1 USD(ドル)=119.74JPY(円)のドル現金で 5 ドルのものを 7 回購入したときの精算

- × 5 ドル x 119.74 = 598.7 円→四捨五入→599 円 x 7 回 =4193 円
- × 5 ドル x 119.74 = 598.7 円 x 7 回 =4190.9 円→四捨五入→4191 円
- 5 ドル x 119.74 = 598.7 円 x 7 回 =4190.9 円→切り捨て→4190 円
- ◎ 5 ドル x 119.74 = 598.7 円→切り捨て→598 円 x 7 回 =4186 円

- ① 「O.5 円は、1 円ではない」と考えると 理解しやすいです。
- 計算に Excel を用いる場合は「TRUNC 関数」 か「Rounddown 関数」を用いると便利です

9 同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。 他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費をしっかり切り分けて計画・精算し、 わかりやすく誤解のないようにして下さい。





① 社内人件費は健保等級単価によって、事業従業者ごとに計算してください。また、それぞれ業務日 誌を整備する必要があります。

人件費は原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算します。時間単価については、健保等級単価により、事業従事者一人一人について算出します。なお、時間単価の算出方法等は、交付決定時のものとし、その後、実績報告・確定時において変更することはできません。また、時間数の算出に当たっては、従事日誌の作成が基本となります

人件費 = ^①時間単価(健保等級単価) × ^②(作業) 時間数

①時間単価の算出方法

時間単価は健保等級単価により算出します。健保等級単価を使用する場合における時間単価の適用は原則下表のとおりとします。なお、 当該単価を使用する場合には、時間内、時間外、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用します。※1

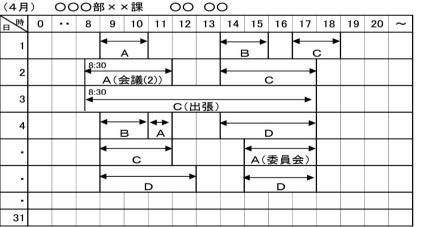
雇用関係	給与	時間単価
健保等級適用者	すべて	賞与回数に応じた時間単価一覧表の区分を選択し、 「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者	年棒制月給制	月給額を算出※3 し、時間単価一覧表の「月給額範 囲」に対応する時間単価を適用
以外 ※2	日給制	時間単価一覧表を適用せず、日給額※4 を所定労働 時間で除した単価(1円未満切捨て)を適用
	時給制	時間単価一覧表を適用せず、時給額※5 を適用

- ※1 ただし、健保等級単価に基づく人件費が、事業者の負担した人件費を大幅に超える場合等は、事業者の負担した人件費が上限となります。
- ※2 当該事業期間内に支給される賞与(事業期間終了日の翌月末日に支給することが確定している賞与も含む。)を時間単価の算定に加算することができます。 加算方法は、月給額に加算する場合は、上期(4~9月)、下期(10月~3月)の期間内にそれぞれ支給される賞与額を各期間の月額に加算(対応する月数で 除す)し、日給額に加算する場合は、前記方法をさらに1か月あたりの所定労働日数で除した金額を日額に加算します(1円未満切捨て)。
- ※3 年俸から月給額を算定する場合には健康保険の報酬月額の算定に準じます。
- ※4 1日あたりの通勤手当(雇用契約書等から算定できるもの)を所定労働時間で除して得た額を時間単価に加算します。
- ※ 5 就業規則等で定められた所定労働時間より短い、短時間労働者(嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者) については、所定労働時間の比率により調整したものを使用することができます。

②作業時間数の算出

従事時間の算定を行うため、業務日誌を作成してください。

【業務日誌の記載例1】 他の複数の事業と重複している場合 等



合計 A:(OO)h B:(OO)h C:(OO)h D:(OO)h

A: NEDO補助 B: JETRO委託

C: METI補助(〇〇補助事業) D: △社との連絡(自主事業) (3)

【業務日誌の記載例2】 他の事業との重複がない場合または重複が少ない場合 等

平成〇〇年4月分 業務日誌												
※本業務以外の経済産業省業務従事: あり ※経済産業省以外の業務への従事: なし												
※上記「あり」の A. ××事業(〇〇課事業) 専従・兼従の区分を確認												
	場合、本業務以外 B. ■■事業(○○室事業) の業務名称・契約											
	等の相手方 専従でない場合他事業の概要を記載											
従事	従事者 所属: ○○部△△課 管理者 所属: ○○部長											
氏名: □□ ×× 即 氏名: ▲▲ ◇◇ 即							EΠ					
В	曜日				除外す る時間	従事した時間	具体的な研究内容、作業内容					
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	数数	数数	※独自の	休日を設	定する場	場合は「体	日」と入:
4/1	水	9:00	12:00	15:00	17:00	0:30	4:30	(AM) 〇 等	〇開発打ち	合わせ(PM) AA	会議資料準備
4/2	木			13:00	18:00		5:00	△△会請	義			
4/3	金											
4/29	祝											
4/30	木											
	合計 9:30											

- ※会議・ミーティングについては、別途議事録等を提出していただくことがあります。
- a. 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備してください。(他の委託・補助 事業及び自主事業等の従事時間・内容を 当該補助事業と重複して記載しないよう十分注意しなければなりません。)
- b. 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が自分で毎日記載してください。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされるおそれがないようにしてください。)
- c. 当該補助事業に従事した時間を記載してください。なお、従事した時間に所定時間外労働(残業・休日出勤等)を含む場合は、以下の場合とします。
 - ○補助事業の内容から、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、補助事業者が残業手当を支給している場合。
 - ○補助事業の内容から、休日出勤(例:土日にイベントを開催等)が必要である場合で、補助事業者が休日手当を支給している場合。 ただし、支給していない場合でも補助事業者が代休を手当てしている場合は同様とします。
- d. 昼休みや休憩時間は、除外(業務日誌の記載例2に準じる様式の場合は「除外する時間数」に計上)してください。

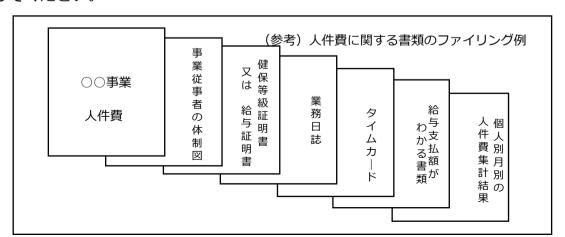
- e. 当該補助事業における具体的な従事内容(出張、会議、研究等)が分かるように記載してください。なお、出張等における移動時間についても当該補助事業のために従事した時間を して計上することができます※。
 - ※出張行程に自社事業等他の事業が含まれる場合の按分、所定労働時間外の移動に関する計上等について考慮する必要があります。
- f. 当該補助事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と補助事業の従事状況を確認できるようにしてください。
- g. 責任者はタイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名・押印してください。
- h. 個人情報保護の観点から必要がある場合は、適宜マスキング等の処理をしてください。

③経理処理の実施方法

- a. 健保等級適用者にあっては、健保等級証明書※(標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書、標準報酬月額保険料額表)を、非適用者にあっては給与証明書※(給与明細、雇用契約書等)を整備してください。
 - ※証明は補助事業者の給与担当部署の責任者が行うものとし、その証明は事業期間終了日以降となります。
- b. 給与の支払額が確認できる書類(銀行振込受領書等)、タイムカード又は出勤簿、残業を対象にする場合には残業分の賃金支払が確認できる書類等を整備してください。
- c. 実績報告時には、給与及び法定福利費の支払を完了してください。

(注意)

他組織、他事業者からの出向者など、事業従事者に対し 補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上してください。(補助事業者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の 算出にあたり控除して時間単価を算出してください。)



(11)

出張旅費規定を整備していない場合、下記の基準にしたがって報告してください。

海外渡航に関する費用を申請している場合、確定検査時に社内の出張旅費規程を確認させていただきます。 出張旅費規程を整備していない場合、下記の基準にしたがって報告してください。

<出張旅費規程を整備していない場合>

下記の費用は対象外となります

- ・レンタカー代、ガソリン代
- ・プレミアムシート、ビジネスクラス等の特別に付加された料金

宿泊料の上限は地域によって異なります。下記の別表を参照のうえ、計上してください

【別表】宿泊料の上限額

			指定都市	甲	Z	丙
定治料(田(治)						
宿泊料(円/泊)			19,300	16,100	12,900	11,600
	北米地域		ロサンゼルス、 ニューヨーク、サ ンフランシスコ、 ワシントン	0		
	欧州地域	西欧	ジュネーブ、ロン ドン、パリ	0		
		東欧	モスクワ		0	
地域区分	中近東地域		アブダビ、ジッ ダ、クウェート、リ ヤド	0		
	アジア地域	東南アジ ア、韓国・香 港	シンガポール		0	
		南西アジ ア・中国				0
	中南米地域					0
	大洋州地域				0	
	アフリカ地域		アビジャン			0
	南極地域					0

コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金による 海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成を行う事業の支援

補助金公募要項

